

平成24年第1回東京都北区教育委員会臨時会

| | | | |
|-------|--|---|--|
| 会議月日 | 平成24年1月24日（火） 午後1時30分 | | |
| 開催場所 | 北区教育委員会室 | | |
| 出席委員 | 委員長 森岡 謙二 委員 加藤 和宣 教育長 伊与部 輝雄 | 委員 森下 淑子 委員 齋藤 範行 | |
| 欠席委員 | 檜垣 昌子 | | |
| 事務局職員 | 事務局次長 教育政策課長（教育未来館長） 教育改革担当副参事 学校支援課長 教育指導課長 スポーツ施策推進担当課長 中央図書館長 | 教育ビジョン推進・学校適正配置担当参事 学校適正配置担当課長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 生涯学習・スポーツ振興課長 飛鳥山博物館長 | |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提 案 内 容 | 結果 |
|----|------|---|----|
| 1 | 1号 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 承認 |
| 2 | 2号 | 旧東京都北区立桜田小学校に係る教育財産の公用廃止について | 承認 |
| 3 | 3号 | 旧東京都北区立桜田中学校に係る教育財産の公用廃止について | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報告内容 | 結果 |
|----|------|---------------|----|
| 4 | 2号 | 後援・共催事業に関する報告 | 了承 |

平成24年第1回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成24年1月24日(火) 13:30

森岡委員長

皆様、こんにちは。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成24年第1回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第1号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

森岡委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私からご説明を申し上げます。第1号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

この議案は、区職員であるところの区立幼稚園教員について、区の他の職員と同様に、東日本大震災の被災者を支援するためのボランティア休暇における対象地域の拡大及び休暇の上限日数の特例について、平成23年第5回教育委員会定例会で第37号議案としてご審議いただきました規則の適応期間を1年間延長するものでございます。

1枚おめくりいただければと存じます。こちらに案といたしまして3行目でございますが、付則第7条中の平成23年12月31日を平成24年12月31日に改めるものでございます。裏面の新旧対照表をごらんいただきますと、下段に現行、上段に改正後の第7条の条文がございまして、その2行目から3行目にかけて傍線を付して改正部分を示させていただいております。

以下、補足説明といたしまして、口頭で申し上げます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則のボランティア休暇について定めました第28条につきましましては、その対象となる地域と活動について第1項に定められておりました、そのうちの第1号として、東日本大震災の被災地、またはその周辺の地域、もしくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配付、その他の被災者を支援する活動というふうにございまして、これは、これまでの地震、暴風雨、噴火等により、相当規模の災害が発生した被災地、またはその周辺の地域と書かれておりましたものが、特例といたしまして東日本大震災に関連した地域と、そのための活動に改められているものでございます。

また、ボランティア休暇の上限について定めました同条の第2項には、ボランティア休暇は5日(東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、前項第1号に掲げる活動を行う場合にあっては、7日)の範囲内で必要と認められる期間について承認するというふうにございまして、その日数について、東日本大震災支援のためのボランティア休暇の場合のみ、特例として7日に引き上げられてございます。これらの特例が適用される期間につきまして、改めまして

| | |
|------------|--|
| | <p>1年間延長するというものでございます。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上でございます。</p> |
| 森岡委員長 | <p>どうもありがとうございました。 それでは、本件についてご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> |
| 加藤委員 | <p>委員長</p> |
| 森岡委員長 | <p>加藤委員</p> |
| 加藤委員 | <p>実際に、東日本大震災に対処するためのボランティア休暇をおとりになった幼稚園の職員さんというのはいらっしゃるのでしょうか。</p> |
| 教育指導課長 | <p>委員長</p> |
| 森岡委員長 | <p>教育指導課長</p> |
| 教育指導課長 | <p>今のところはございません。</p> |
| 森岡委員長 | <p>他にございますでしょうか。 それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 森岡委員長 | <p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第2、第2号議案「旧東京都北区立桜田小学校に係る教育財産の公用廃止について」、及び日程第3、第3号議案「旧東京都北区立桜田中学校に係る教育財産の公用廃止について」を一括して議題に供します。 事務局からお願いいたします。</p> |
| 学校改築施設管理課長 | <p>委員長</p> |
| 森岡委員長 | <p>学校改築施設管理課長</p> |
| 学校改築施設管理課長 | <p>それでは、私のほうから第2号議案と第3号議案、あわせまして一括でご説明をさせていただきます。 まず、第2号議案の旧東京都北区立桜田小学校に係ります教育財産の公用廃止について</p> |

てでございます。恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらん
いただきたいと思います。

旧東京都北区立桜田小学校に係ります教育財産の公用廃止施設につきましては、こち
ら桜田小学校の土地、及び建物でございます。

なお、建物につきましては、校舎部分につきまして桜田つぼみ保育園として活用する
ため、平成22年度末で公用廃止となっておりますので、今回につきましては残ります
倉庫などの附属の建物部分でございます。住居表示、敷地面積、建物面積については、
お示しのとおりでございます。

公用廃止日は、平成24年1月31日と、こうなっているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の裏面をごらんいただきたいと思います。説明
でございます。旧桜田小学校につきましては平成21年3月31日をもって閉校施設と
なりましたが、その後も公用廃止をしました同校校舎を除きまして、教育委員会のほう
で管理を行ってまいりました。

このたび、教育相談所の敷地と建物、それを除いた部分の体育館の敷地及び建物を総
務部が、その他の敷地及び建物を子ども家庭部が管理運営を行うことになりましたの
で、公用廃止の議案を提出するものでございます。

別添についております3枚目、3ページ目の図のほうをごらんいただきたいと思います
です。こちらが、桜田小学校の今回の公用廃止に伴う管理区分でございます。

今ご説明しましたように、保育課とある部分がちょうど北側の部分にありますけれど
も、旧の校舎の部分、あるいは運動場の敷地の部分です。体育館部分については、総務
部契約管財課のほうの所管、そして教育財産として残る部分が、教育指導課のほうに残
る部分の図の表示でございます。小学校についてのご説明は以上でございます。

引き続きまして、3号議案の桜田中学校のほうのご説明をさせていただきたいと思
います。こちらも1枚おめくりいただきまして、施設名等のほうをごらんいただきた
いと思います。今回、公用廃止をいたしますのは、旧東京都北区立桜田中学校の土地と建物
でございます。

こちらについては、土地、建物、すべての部分になるところでございます。住居表
示、敷地面積、建物面積はお示しのとおりでございます。公用廃止日につきましても、
平成24年1月31日、小学校と同様でございます。

裏面の2ページをごらんいただきたいと思います。説明欄でございます。こちらの中
学校につきましても、平成21年3月31日をもって閉校となりましたけれども、その
後も教育委員会が管理運営を行っておりました。

このたび、こちらについては総務部が同校の土地及び建物の管理運営を行うことにな
ったため、教育財産の公用を廃止する必要があり、本案を提出したものでございます。

3ページのところに、敷地の地図、あるいは建物の配置図のほうをご記載をさせてい
ただいたところでございます。

第2号議案、第3号議案については、以上でございます。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

それでは、本件についてご質疑、またはご意見等ございますでしょうか。

齋藤委員

委員長

森岡委員長

齋藤委員

齋藤委員

今の説明を受けまして、まず桜田小学校のほうは建物及び敷地が総務部と子ども家庭部ということで、二つの部で管理運営をするということでありまして、中学校のほうはこれ総務部だけということなんです、ここはどういうことで一つと二つなんでしょうか。

学校改築施設管理課長

委員長

森岡委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

今回の公用廃止の主な理由でございますけれども、学校の跡地については利活用計画というのを定めておりまして、こちらの桜田小学校、桜田中学校につきましては、「教育文化の発信と安全の調和のとれた健やかに暮らせるまち」というコンセプトの中で、将来的に水道局に給水所整備に必要な土地の売却を予定して、その上部に例えばオープンスペースの確保ですとか、そういった計画が実はあります。

ただ、その事業がまだ進捗しないということで、この間、総務部においては普通財産ということで民間に貸付を行うということで利活用を図ると。小学校の保育課が今回管理する建物と敷地について、現在、桜田つぼみ保育園ということで、實際上運営をされているということで、今回それを運営する中でも、教育財産であるよりは、子ども家庭部のほうで、管理のほうも含めて財産のほうも変更をしたほうが良いということで、今回小学校についてはその2課が、中学校については今の利活用の中で、こちらについても民間に貸付をするということで、一括で総務部のほうが管理ということになります。ですので、小学校の部分は体育館だけが敷地及び建物を民間に貸し付けるということになります。

以上でございます。

齋藤委員

どうもありがとうございました。

森岡委員長

ほかにご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

森岡委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

森岡委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第2号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

森岡委員長

教育政策課長

教育政策課長

報告第2号、後援・共催事業について、ご報告申し上げます。名義使用承認報告3件ございます。

1件目、2012 こども雪賊キャンプ、特定非営利活動法人 エコ・コミュニケーションセンターの主催で、3月30日から4月1日までの間、新潟県津南町の旧津南原保育園で行われます。

2件目、北区民踊連盟創立55年記念舞踏大会、北区民踊連盟の主催で、5月13日に、北とぴあ さくらホールで行われます。

3件目、めくっていただきまして、第6回 東京ラジオ歌謡音楽祭、一般社団法人東京ラジオ歌謡を歌う会の主催で、6月3日に北とぴあ さくらホールで行われます。

3件とも教育委員会の主管は、生涯学習・スポーツ振興課でございます。事業実績報告につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

森岡委員長

どうもありがとうございました。

本件について、ご質疑またはご意見、ございますでしょうか。特にないですか。

ちょっと、参考に、いいですか。1番目の子どもの参加費が、3万2,000円というのですけれど、この内訳というんですか、新潟まで行きますからあれなんですけれど、交通費だとかそういうものは含まれているのか、それとも参加費だけが3万2,000円なのかどうかとか、ちょっと内訳がわかれば教えていただければと思うのですけれど。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

森岡委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

参加費の内訳等については、提出された資料の中にございませませんが、2泊3日で雪遊びとか、また地元の子どもたちや大人との交流、すべての料金込みでこの金額というふうに資料には出てございます。マイクロバスで行く予定なので、交通手段も含まれてい

森岡委員長

ます。

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に対する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程すべてを終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。